

病床整備計画について

○ 趣旨

提出された病床整備計画について、愛知県病院開設等許可事務取扱要領に基づき、地域医療構想推進委員会の意見を聴き、適当と判断し、その旨計画者へ通知しましたのでご報告します。

(根拠規定：愛知県病院開設等許可事務取扱要領第3(1))

1 病床整備計画書提出医療機関

病床の種類	医療圏	病床整備計画書提出医療機関 ①施設名 ②所在地 ③開設者 ④診療科	開設病床数 (床)			備 考
			現 在	増 加	計	
一般病床及び療養病床	尾張中部	① 医療法人済衆館 済衆館病院 ② 北名古屋市長田西村前111 ③ 医療法人済衆館 理事長 今村 康宏 ④ 内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、神経内科、神経内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、リウマチ科、小児科、外科、消化器外科、呼吸器外科、肛門外科、乳腺外科、内分泌外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、血管外科、泌尿器科、眼科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、総合診療科、歯科口腔外科	一般 226	9	235	平成 29 年 11 月 6 日開 設許可
			療養 134	0	134	
			計 360	9	369	

2 基準に対する適否

基 準	申請内容	適否
(1) 工事を必要とする場合、原則として許可後1年以内に確実に着工できる見込みがあること。なお、特に、資金計画において無理がない計画であることを確認すること。	着工：不要（空室の利用） 用地：不要 資金計画：無理がない計画である	適
(2) 開設許可病床に対する病床利用率が原則として80%以上であること。ただし、特定病床計画にあつては、増床によらなければ目的の病床整備が図られないことを確認すること。	病床稼働率は80%以上	適
(3) 医師、歯科医師及び看護師について医療法の標準数を満たしており、かつ、増床に対応して確実に充足する見込みがあること。	既存職員で対応可能	適
(4) 計画者が既に病院等を開設している場合は、直近の医療監視員による立ち入り検査において指摘された不適合事項が改善されていること。	不適合事項なし	適
(5) 地域医療構想の推進に反していないこと。	反していない	適

(参考) 尾張中部医療圏の一般病床及び療養病床に係る病床数(平成29年3月31日現在)

基準病床数 1,070 床
既存病床数 862 床
整備可能病床数 208 床

一般病床及び療養病床の機能区分ごとの内訳

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
開設許可病床数	床	108床	156床	96床	床	360床
増床計画病床数	床	床	9床	床	床	9床
計	床	108床	165床	96床	床	369床